

森下 よしみ 議員	一般質問・・・1
みつなが 敦彦 議員	一般質問・・・7
成宮 まり子 議員	一般質問・・・14
他会派の一般質問項目	・・・・・・・・20

●京都府議会 2018 年 6 月定例会一般質問が 6 月 28 日、29 日、7 月 2 日に行われ、日本共産党の森下よしみ議員、みつなが敦彦議員、成宮まり子議員が質問を行いました。一般質問と答弁の概要を紹介します。

6 月定例会 一般質問

森下 よしみ 議員（日本共産党 八幡市） 2018 年 6 月 28 日

大阪北部地震の被害に対する支援を

【森下議員】日本共産党の森下由美でございます。質問に入ります前に、議長のお許しをいただき一言申し上げます。

6 月 18 日、大阪北部を震源とする最大震度 6 弱の地震が起きました。登校中の小学生がブロック塀の下敷きになって亡くなるなど、各地で深刻な被害が広がっています。亡くなられた方々のご家族の皆様には心からお悔み申し上げますと同時に、被災された方々にお見舞いを申し上げます。

私の住む八幡市でも、震度 5 強と近年体験したことのない大きな地震で、ブロック塀の倒壊、屋根の損壊、壁の亀裂や落下など大きな被害を受けました。日を追うごとに被災状況が明らかになっていますが、八幡市でも罹災証明書の申請が昨日の時点で 1300 世帯を超えています。

党議員団の申し入れに応え、府は「木造住宅耐震改修工事補助制度」の要件を緩和し、耐震化をして屋根の修理をする場合にも補助が適用されることになりました。こうした制度を被災者にもれなく伝えることが求められます。また、私が要望をお聞きした中では、高齢者世帯や生活困窮者もおられます。「住宅のゆがみが発生しており、再び大きな地震が来たら不安です」「壊れた屋根の瓦や壁の処分にも困っています」「倒壊したブロックの撤去に業者の手を借りないと出来ない、経費もかかるしどうしたらいいのか」と途方に暮れておられました。

被災者ひとり一人に適切な支援ができるよう、府におかれましては引き続き府民の安全確保と被害の全容把握に全力をあげ、被災自治体とも連携して支援を強めていただきますようお願いいたします。

中学校給食実施を府として支援を

【森下】それでは、通告にもとづき知事ならびに関係理事者に伺います。

最初に、中学校給食実施のとりくみについてです。八幡市では、昨年 5 月から念願の中学校給食が親子方式で始まり大変喜ばれています。今では「子どもたちがとても楽しそうに給食を食べている姿を見て、本当に中学校給食が始められて良かった」と中学校現場の先生が感想を述べておられます。「今だから言えることですが」と、「昼食・お弁当を持って来れない生徒が一定あり、いろいろ配慮しながらそっとおにぎりやパンを用意して対応していたんです」と当時の先生の苦労話をお聞きしました。

中学校給食がまだ実施されていない京田辺市で、生徒に行われたアンケートでは、朝ご飯を全くあるいは、ほとんど食べてこない生徒が 4 %、1253 人中 52 人。そして 1 週間に 1 度もお弁当を持ってこない生徒が 11 人。持ってこない生徒で、お昼を食べないという生徒が複数ありました。とても深刻なこと

です。

京都府下各市町村の中学校給食実施について、日本共産党の各市町村議員団を通して行った調査によると、今年度から久御山町が開始、そして長岡京市は今年2学期から一部開始されます。実施計画指針が出されているところが、向日市、大山崎町の2自治体、そして必要性を認めているが、具体的な実施計画がまだ出されていないところが、宇治市、京田辺市、精華町、完全給食の方針が出ていないところが亀岡市、京都市です。京都府下で、みんなが食べられる完全中学校給食が実施されていない自治体は京都市を含めると5自治体です。

調査から見えてきたことは、学校給食の実施を決めるのはそれぞれの市町村自治体ですが、「財政的に厳しいことから耐震補強やエアコン設置などが優先され遅れている」。また、「親子方式や、兄弟方式など空き施設を改修するなどして実施する場合、国からの補助がない。建築基準法上の事務手続きが大変で時間がかかる」など、課題が沢山あることがわかりました。こういった市町の課題解決に、府も協力し支援することが必要なのではないのでしょうか。

元国会職員・参議院事務局調査員でもあり、現在は大学教授の馬咲子氏は「給食を必要とする子どもの存在を考えれば、国や自治体にとってお金をかけるべき優先順位の高い事業と考えるべき」と提言されています。さらに、食育基本法に基づいて政府の食育推進会議でも、2016年の第3次食育推進基本計画では「中学校給食の実施率を上げる」とし、2014年87.5%を2020年までに90%以上を目指すとしています。

京都府においては、2017年の中学校給食実施率は生徒数ベースで、37.7%と全国最低ランクです。学校数では71.8%と全国ワースト6位という実態です。政府の食育基本計画の目標から見ると、本府はこのままでは達成できないのではないのでしょうか。中学校給食完全実施は喫緊の課題です。

そこで伺います。中学校給食の未実施自治体にあらゆる支援を強化し、取り組みを推進すること、財政支援を行うことが今どうしても必要と考えます。知事の決断が必要です。いかがですか。

学校給食無償化は保護者負担の軽減につながる

【森下】次に、学校給食費無償化について伺います。安倍内閣の5年間で格差が拡大し、貧困が悪化しています。子どもの貧困は、2015年の厚労省の発表では7人に1人の子どもが「貧困の状態にある」とされています。京都府における要保護・準要保護援助を受けている児童生徒数は、H27年度の調査では小学校で17.92%、中学校で22.24%、平均5人に1人の割合です。全国で9番目に高い状況にあります。

少子化対策・子育て支援策として学校給食の無償化、教材費補助など義務教育段階における保護者負担を軽減する取り組みが、全国で広がっています。憲法26条は、「義務教育は、これを無償とする」としています。しかし、義務教育で無償なのは授業料と教科書に限られていて、保護者の負担は、公立小学校で年間約10万円、公立中学校で約18万円。これは2016年の文科省の学習調査で発表されています。そのうち学校給食費は小学校月平均4320円、年4万7520円、中学校では月4929円、年5万4219円です。義務教育費における保護者負担の大きな位置を占めています。給食費の負担軽減は、今喫緊の課題です。

すでに給食費の補助制度を実施している自治体は2016年3月で199市区町村、全額無料が44自治体となっています。京都府下では5自治体で無償化が始まっています。それぞれの目的は少子化対策や、地域振興とされていますが、本来義務教育費無償の原則に近づけるべきではないのでしょうか。

子どもの健全な発達を支える上で、栄養バランスの良い給食は重要な役割を果たしています。その上で、給食費の無償化、すべての子どもたちに給食を提供できる体制を整えることは自治体の大きな責任です。西脇知事は、子育て環境日本一を掲げておられますが、府の役割として無償化に向けての検討をするべきではありませんか。お考えをお聞かせください。

栄養職員・栄養教諭の更なる配置の拡充を

【森下】次に、安全で豊かな学校給食を実施するために重要な役割を担っている学校栄養職員・栄養教

論の配置について伺います。ここ 10 年以上配置基準が改善されていません。550 人以上の学校に 1 人、550 人未満の学校では 4 校に 1 人。共同調理場＝給食センターの場合、1500 人以下に 1 人、1501～6000 人まで 2 人、6001 人以上 3 人となっています。

先に述べましたが、貧困の広がりの中かで十分な食事をとれない子、親たちの厳しい労働環境のもと、食事を子どもだけで取らねければならない子、アレルギーに苦しむ子、さらに、輸入食品の安全性や放射能汚染の問題や不安が広がっています。食べることは本来楽しいことです。給食の時間は子どもたちの笑顔がはじける時間であり、学校生活で最も楽しい時間のひとつです。学校栄養職員・栄養教諭、給食調理員の奮闘がそれを支えています。

学校現場からは 1 校に 1 名の学校栄養職員・栄養教諭の配置が求められています。体制の充実に向けた今日までの取り組みの経過と今後の考えについてお聞かせください。

【知事・答弁】 学校給食についてでありますけれども、中学校給食の実施につきましては、各市町におきまして、子どもの嗜好や食事量など個々に対応できます弁当のメリットや給食への保護者や生徒のニーズ、財政状況や給食施設の状況など様々な課題を勘案しながら総合的に判断されているところでございます。

まず、建築基準法上の事務手続きに時間がかかることのご指摘がございましたけれども、そういうことがないように、建築部局におきまして措置しているところでございます。また、給食に必要な施設整備につきましては、学校給食法におきまして、学校設置者である市町村が担うとされており、国に於いて市町村に対する助成制度等が措置されているところでございます。

京都府といたしましては、親子方式導入にむけた給食室への改修にかかる補助制度の創設を含めまして、財源措置の拡充を国に対し強く求めているところでございます。

次に、食材材料費であります給食費につきましては、学校給食法で保護者負担とされているなかで、経済的に厳しい状況にある保護者には、就学援助として全額、または一部を補助するしくみが制度化されております。すべての市町村に一律に給食費を無償化するのであれば、就学援助としての給付と保護者の負担という問題に加えまして、財源を誰が負担するのかを国において判断すべき問題だと考えております。

京都府といたしましては、給食費の一律無償化ではなく、貧困にかかわる様々な課題を抱える子どもへの支援をさらに充実するため、子ども食堂等の開設や運営支援によりまして、子どもの健全な発達と成長をサポートしてまいりたいと考えてございます。

【教育長・答弁】 栄養教諭等の配置についてであります。府教育委員会では、これまでから各市町村教育委員会が学校給食の充実や家庭・地域と連携した食育の推進、中学校給食の導入などの取り組みを円滑に進めることができるよう、児童・生徒数に応じた基準もふまえながら配置してきたところであり、今年度も市町村教育委員会の要望にこたえて、中学校給食の導入に対応するため配置を拡充したところでございます。今後とも学校給食の円滑な実施や食に関する指導の充実に柔軟に対応できるよう、国に対して標準法改正による基礎定数の改善などの働きかけをおこなうとともに、各市町村教育委員会における給食の実施状況と其中で栄養教諭の果たす役割をふまえながら、その配置にとりくんでまいりたいと考えております。

【森下・再質問】 先ほどの知事の答弁のなかに、中学校給食については、各市町村が決めることという立場を一貫しておっしゃっていました。再度、伺います。中学校給食実施率を引き上げるために、京都府は目標も計画も持っておられません。実施自治体が決めることではありますが、京都府は支援する、これは出来ることだと思います。その立場に立っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

給食費無償化についても、給食費の保護者負担は、例えば、小中学生の兄弟二人だと年間 20 万円超えます。計画的に保護者負担軽減を市町村と連携して取り組むべきではないでしょうか。再度お答えください。

【知事・再答弁】中学校給食におきまして、市町村を支援すべきではないかと再質問をいただきました。先ほどもお答えいたしましたけれども、例えばでございますけれども、建築基準法上の事務手続きにつきましては、私どもでも出来る限りそういう遅れがないように配慮しております。また、施設整備におきましての市町村の財源の措置につきましても、国に対しまして、親子方式導入にむけた給食施設導入にかかる補助制度の創設などを含めまして、財源措置の拡充について強く国に求めているところでございまして、市町村の動きに対しましては支援をしてまいりたいと思っております。

給食費の無償化につきましても、ご質問がございましたけれども、これは一部無償化をされているところで、例えばでございますけれども、「明日を切り開く人づくり」ですとか、例えば「住民みんなで地域の子どもを育てる」こと等を意図して無償化をされる。まさに、市町村がその地域の課題、課題を勘案しながら総合的に判断されるものでございまして、京都府といたしまして一律の無償化というよりも、さきほど申し上げました総合的な子どもの貧困対策をどうするか、そういう大きな視点から支援をしてまいりたいと考えております。

【森下・指摘要望】知事の答弁は、国に対して財政措置を求めている、親子方式や兄弟方式に対して財源を国に求めていることは承知しています。では、京都府は何をしていただいているのかということが大事だと思います。子育て環境日本一を目指すならば、今すぐにでも京都府は給食実施自治体を支援していただきたいと思っております。そして、給食費の無償化、栄養職員・教諭職員の増員で、どの子にも行き届いた給食を提供する体制づくりを求めたいと思っております。

レベル3 建材を使用している建築物の届け出の徹底を

【森下】次に、アスベスト対策について伺います。アスベストは1961年から1999年まで38年間毎年10万トンから30万トン輸入され、その7割が建築建材に使用されてきました。アスベストを含んだ粉じんを吸入し、暴露したことから石綿肺、肺がん、中皮腫、胸膜疾患などの健康被害が続発し2006年には原則使用禁止となりました。近年アスベスト関連疾患に関する労災認定者は、年間1000人前後で、建設業が大半を占めていると報告されています。被害者や遺族が賠償と謝罪を求めて、アスベストの有害性を知りながら防塵マスクを義務づけることを怠ってきた国と、流通させ続けた建材メーカーを相手取りアスベスト訴訟が行われています。

この間、国の責任・建材メーカーの責任を認める判決が出されてきています。そして今後も高度成長期のアスベスト建材を用いた建築物の解体が増加し、2030年頃にはピークを迎えると言われていますが、解体によるアスベスト暴露はさらに継続すると考えられます。

飛散性の高いアスベストレベル1・2については大気汚染防止法で、石綿建材除去時対策を規定していますが、成形板などの石綿含有建材はレベル3で届け出は義務づけられていません。飛散性は低いものの除去作業時に破碎や切断するなど、その取扱いが不適切な場合アスベストが飛散する恐れがあることが指摘されているところです。レベル3が多くを占める「非飛散性」アスベスト建材は、1970年以降約4000万トンが残存していると推定され、圧倒的にスレートが多く、2001年～2020年には毎年100万トンが廃棄物として発生すると予測されています。

そんな中で、昨年5月に、環境省通達では「石綿含有仕上げ塗材の除去作業における石綿飛散防止対策」について、「吹きつけ工法により施工されたことが明らかな場合には、大気汚染防止法施行令の『吹きつけ石綿』に該当するものとして取り扱う」とされ、特定粉じん排出作業の実施の届け出、作業基準の遵守が求められているところです。さらに今年4月には、厚生労働省から「建築物に係る石綿の事前調査における留意点について」として、府の労働局に通知が行われました。その内容は、「書面調査の結果を持って調査を終了としない、現地調査を行うこと」としています。そして「建築物の解体改修作業時、事前に建物の範囲毎に3ヶ所以上から試料採取し、建材中の石綿含有料率の分析を行うこと」などを細部にわたって指示しています。

このことから、4月末に八幡市内の府営住宅吉原団地における外壁改修工事に際して、「検査の結果ア

スベスト含有塗料の使用が判明した」と報告があり、環境調査を行い、アスベストが飛散しないような工事対応が実施されています。他にも府の建築物で同様のものがあると思われます。そして、「民間についても適切な指導遵守を」ということですから、府としてレベル3も含むアスベスト含有建築物届け出台帳を作成し把握するべきと思います。

建築労働者や住民の声にこたえ、アスベスト対策の強化を

建築現場の皆さんから次のような声が上がっています。「アスベスト含有レベル3建材について、マニュアルやガイドラインはありますが、届け出る仕組みを厳格にし把握をしていただきたい」「アスベスト含有建材調査者の位置づけを明確にして、調査者を増やしていただきたい」「調査者の資格を取るための助成制度を国、府の役目として取り組んでいただきたい」「建築物石綿含有建材調査者を京都府に配置し、地域住民の相談に乗れる体制をつくっていただきたい」。こういう要望です。

そこで伺います。知事は、国土交通省出身の方です。こういった建築労働者や住民の声に応え、一日も早くアスベスト防止対策の強化を進めていただきたいと思いますが、決意をお聞かせください。

2つ目に、建築物の石綿含有調査・除去については、時間と経費がかかります。これらの経費については、工事発注者の負担になっています。本来国やメーカーが責任を取るべきであり、京都府としても「吹きつけアスベスト除去等の助成制度」を検討するとともに、国の補助は政策的責任から継続するよう求めるべきと考えますが、いかがですか。

3つ目に、潜伏期間を経てアスベスト関連疾患を発症する人が増加しています。そんな中、アスベスト被害者の労災認定や、健康管理手帳に基づく診断・治療を府内で担う医療機関や医師が少なく、近隣の他県に頼らざるを得ない、あるいは手遅れになるなどの実態があると聞きます。これらのことから、全日本民医連ではホームページで「アスベスト関連疾患診断支援サイト」を設定し、申請、診断への支援を行っています。アスベスト外来窓口の設置やアスベスト関連疾患を診る医師が必要です。

そこで伺います。京都府立医科大学病院で診断、治療の受け入れはどのようにしているのでしょうか。お聞かせください。

アスベスト疾患は進行性でもあるため、早期救済が強く求められています。アスベスト裁判被告が最高裁まで争うことになれば解決を見ることなく亡くなるということが予想されます。国と建材メーカーなどが拠出する資金で、裁判によらず簡易・迅速に救済する「建設石綿被害者補償基金制度」の創設を国に求めていると思いますが、いかがですか。

【文化スポーツ部長・答弁】アスベスト対策に係ります府立医大附属病院の診療治療の受け入れ状況についてであります。アスベストにより健康被害によりまして労災や被害救済制度の認定、給付を受けられた方は、健康手帳をお持ちでない関連事業所周辺住民も含めると、過去10年で府内に300人おられます。そのうち健康管理手帳の交付を受けておられる方は、府内では府立医大附属北部医療センターや京都大学附属病院を始め労働局が指定する7つの医療機関におきまして年2回の健康診断を無料で受けられることになっております。

府立医大附属病院につきましては、労働局が指定いたします病院ではありませんが、従来から治療が必要となった方がまず受診されます呼吸器内科におきまして、平成27年度に教授を配置するとともに本年6月からは外来診療にあたります医師を増やし、診療体制を充実してきたところであり、昨年度の実績で申しますとアスベスト被害によりまして症例で最も多い中皮腫の患者様20名を始めとした診療・治療をおこなってきたところがございます。今後も、呼吸器外科や放射線科とも連携し、アスベスト被害でお悩みの方々の病態に応じました医療を提供してまいります。

【健康福祉部長・答弁】建設石綿被害者補償基金制度でございますけれども、被害者への救済制度につきましては、国において労働者向けには労災制度で、周辺住民向けには石綿健康被害救済制度によりそれぞれ対応をおこなっているところです。さらに、国の賠償責任については、工場労働者型は国において司法の判断に基づき手続きされているところです。尚、建設労働者型は現在係争中であり、一義的に

は国において検討されるべきものと考えております。

京都府といたしましては、今後とも国に対し、アスベストによる健康問題について専門的な相談体制の強化や早期発見のための健康管理対策の早期確立など強く求めてまいります。

【建設交通部長】 アスベスト対策であります。京都府では平成 17 年に 1000 m²以上の民間建築物のレベル 1 に区分される吹き付けアスベストの使用状況の調査を行い、以後、毎年フォローアップ調査を実施しております。さらに、定期報告制度を活用した是正指導や年 2 回の防災週間のパトロールによる立ち入り調査や、除却等の対応が出来ていない建築物に対し、継続して指導を行っているところでございます。また、レベル 1、レベル 2 のアスベストが含まれる建築物につきましては、大気汚染防止法にもとづき解体工事の発注者等には届け出義務があり、保健所において十分な飛散防止対策が取られるよう指導を行うとともに、必要に応じて現場への立ち入り調査を実施しているところでございます。

さらに、リサイクル法では床面積が 80 m²以上の建築物を解体する場合、解体計画を土木事務所に届け出る義務があり、その届出書には建材に付着するアスベストの有無も記載することとされておまして、府においてレベル 3 を含む解体工事の実施予定を把握し、土木事務所、保健所、労働基準監督署が連携し、適切な処置を指導しているところでございます。これらのアスベスト建材を含む建築物の調査や解体を適切に実施するためには、アスベストの専門的な技術者が不可欠でございますが、現在、府内には石綿作業主任者約 2000 名に対し、建築物石綿含有調査者は約 20 名となっております。引き続き府内の建設業やコンサルタント等、関係団体に対しまして講習会の受講を要請するなど、技術者の確保を努めているところでございます。

現在の国の助成制度はレベル 1 の調査・除去のみが対象でございます。レベル 3 までの対応が可能で、事業者が求める経費が調達できる融資制度が適切と判断いたしまして、中小企業向け融資制度や住宅リフォーム融資制度で対応してきたところでございます。引き続き、府内のアスベスト対策を徹底するため、アスベストが含まれる建築物の所有者に粘り強くアスベスト対策を指導するとともに、国に対しましても、全国知事会を通じましてアスベスト対策を専門とする人材育成やレベル 3 を含む建築物に対するアスベスト調査や除却等の助成制度の創設等、実効のある対策を求めてまいります。

【森下・指摘要望】 レベル 3 建材規制を、今後予測されるアスベスト被害者をこれ以上出さないためにも、府として条例をつくって頂きますことを求めて質問を終わります。

知事は医療費削減、病床数削減圧力の役割を担うな

【光永議員】日本共産党の光永敦彦です。通告により知事ならびに関係理事者に伺います。

まず、地域で安心して住み続けられるための、高齢者のケア保障における京都府の役割についてです。現在、病院常勤勤務医は引き続き不足し、代表質問でも指摘した伊根町での交通事故の際に、近くに北部医療センターがあったにもかかわらず、ドクターヘリは公立豊岡病院に向かわざるをえない状況もありました。さらに開業医さんの高齢化問題もあり、在宅そのものを支えられない事態が広がっています。こうした現実に加え、医療や介護にかかる負担も、現在、増え続けております。

こうした中、今年度は、診療報酬と介護報酬、さらに障害福祉サービス等報酬のトリプル改定が行われました。また、医療費適正化計画、地域医療計画、介護保険事業支援計画が新たな期を迎え、さらに国民健康保険の都道府県化が始まりました。京都府はこれらについていずれも責任と権限を有することになっています。

そもそも2013年12月に強行された「社会保障改革プログラム法」第一条の「目的」で「健康は自己責任」とする立場を示し、今後、都道府県単位で医療や介護のコントロールを図ることで、給付費を抑制しようとする政府はしてきました。その基本に「医療費適正化計画」が据えられ、今年度から6ヵ年計画に変わり、地域医療計画等のサイクルと合わせることとなりました。

本府の「第三期京都府中期的な医療費の推移に関する見通し」では、これまでと同様に、医療費抑制事態を目的としないとしていること自身は、私は大切なことだと受け止めています。

また、上位計画である本府の「保健医療計画」の基準病床数は減少している一方、「地域包括ケア構想」では、2万9957床として、現状より増えるとなりました。これも療養病床を始め高齢化のもとで医療圏ごとにさらに必要な地域があることの反映でもあると考えます。

しかし政府は病床機能報告と2025年のベッド数の推計値の差・最大20万床の削減が必要として、今後「地域医療構想調整会議」で、機能分化と連携、病床削減等を、公立病院、公的医療機関の再編も含め、協議し、本府も二年以内をめどに「対応方針」としてまとめていくことになっています。都道府県が医療提供体制や医療給付の司令塔としての役割を担う仕組みが導入されているもとで、知事の基本的な姿勢やそれにとまらぬ取り組みが極めて重要となります。

そこでまず伺います。中期的な医療費の推移に関する見通しや地域包括ケア構想の目標と考え方を踏まえるなら、本府が医療費の削減やベッドの削減圧力の役割を担ってはならないと考えますが、知事はどう考え、どう行動されますか、お答えください。

また、都道府県には、医療機関同士のベッド数等の調整が難しい場合、医療機関への命令や罰則を含めた強い権限を担わされ、さらに厚生労働省が調整会議の開催状況や検討内容までチェックするという、トップダウンの厳しい監視のもとで具体化がされていきます。それだけに、知事の命令等の手段を使わないと明らかにすることが論議を民主的に行う上で必要な条件と考えますが、その点、どう考えられますか、明確にお答えください。

また今後、地域医療構想調整会議が、順次開かれていく予定です。私は今年の2月議会本会議質問で調整会議は公開のみでなく、住民との意見交換をするように求めましたけれども、前の知事は「調整会議を行っていき公開していくことによって、また住民の皆さんの意見をパブリックコメント等できっちり循環させていく。こういう形をとるのが一番正しい」と答弁をされました。しかし、パブリックコメントは、いずれも数件で、高齢者の皆さんをはじめとした、患者さんや介護が必要な方の医療や介護の実態と要望は直接反映しにくい仕組みとなっています。このため、少なくとも折々の時期に住民説明会と意見交換会を開くことが私は必要と考えます。今後の構想地域ごとの調整会議の開催メドやテンポを含め具体的にお答えください。

地域医療を崩壊に道を開く都道府県別診療報酬を活用するな

【光永議員】次に都道府県単位の診療報酬についてです。今年6月に財務省が財政制度等審議会財政制度分科会で、高齢者の医療の確保の法律第14条「都道府県別の診療報酬」の設定の活用を提案しました。これに対し日本医師会会長は「県境における患者さんの動きに変化をもたらし、それに伴う医療従事者の移動によって地域における偏在が加速することで、医療の質の低下を招く恐れがある」と反対の姿勢を示されました。ところが、奈良県が3月に策定した第3期医療費適正化計画では、医療費の削減目標を平成23年度に達成するのが困難な場合、全国とは異なる診療報酬を設定するよう、国への意見提出の検討を方針として掲げており、関係者に衝撃が走っています。仮に1点10円の診療報酬を9円とすると、他県より10%医療費が安くなることとなります。これでは、安い自己負担の地域とそうでない地域が生まれ、一方、医療機関にとっては、同じ医療を行っても、いわゆる収入が低い地域と高い地域が生まれてしまいます。フリーアクセスと自由開業制が保障されている日本の医療制度において、地域医療はまさに崩壊を促進させてしまうのではないのでしょうか。もともと地域別診療報酬の導入は、前京都府知事が2008年頃に医師確保策として国民健康保険の都道府県化と一体に打ち出し、他府県知事から大きな反対があり、具体化できなかったものの、特例として法律に盛り込まれていたものであります。

そこで伺います。医療費適正化のための都道府県別の診療報酬の導入について、本府は活用すべきではないと考えますが、ご所見を伺います。また、医療崩壊に道をひらく制度は撤回すべきです。国に働きかけるべきと考えますがいかがですか。

保健師の欠員状況を改善せよ

【光永議員】この問題の最後に、市町村や地域を支える保健所の体制強化についてです。

西脇知事になり、「健康寿命延伸対策の総合的な推進体制の整備」として、「保健所の企画調整室と保健室を再編し、地域包括ケア推進に係る市町村支援の体制を整備する」と6月1日から執行体制が改変されたとお聞きをしております。しかし、支援体制を担う肝心の保健師さんの実数はどうでしょうか？保健所全体の増員はなく、逆に、知事部局では6月1日時点で14名の欠員が生じ、いくつかの保健所で欠員となっているとお聞きをしております。その後、採用の努力はされているようですが、その見通しはどうなっているのでしょうか。

私はこれまで、高齢者のケア保障を地域で実施していく上で、保健師の役割が極めて重要であり、地域で住み続けられる条件を整備するため、本府として保健師確保を求めてきました。しかし、地域包括ケアの市町村支援体制を強化するという名目と、増員されず逆に欠員が生じている実態と対応があまりに違うのではないのでしょうか。

さらに今年四月からの育休取得中職員13名に対し、正規職員での代替の配置は、今年度ついにゼロとなり、官製ワーキングプアといわれる臨時職員・嘱託職員さんが現場を支える事態となっています。子育て環境日本一を掲げながら、10数年来なかったことが起こっているわけであります。

そこで伺います。保健師の欠員充足、正規職員での産休・育休代替について、どう対応されるのか、具体的にお答えください。

【知事・答弁】光永議員のご質問にお答えをいたします。安心して住み続けられるための高齢者のケア保障についてであります。超高齢社会の進展に伴い、団塊の世代が75歳を迎える2025年には、2015年と比較して、後期高齢者は約1.5倍、在宅療養者は約2倍になると見込まれ、医療、介護、福祉を効果的・効率的に提供するとともに、その地域に相応しいバランスの取れた医療、介護の体制づくりを進める必要があると考えております。このため、国から提供されたデータに加えまして、全病院に対するヒアリングや、入院患者の受療状況の独自調査・分析を実施し、地域の状況をふまえた、地域包括ケア構想を平成29年3月に策定したところでございます。

この構想を具体化するため、京都府では医療費や病床削減自体を目的とするのではなく、府民の皆様の健康長寿を実現する立場から健康作りや介護予防を進める保健医療計画や高齢者健康福祉計画、中期

的な医療費の推移に関する見通しなど、関連いたします計画を昨年度に策定をいたしました。とりわけ、医療・介護サービスの確保につきましては、二次医療圏ごとに開催する地域医療構想調整会議におきまして、地域の現状や課題を関係者で十分確認しあい、それぞれの病院設置者の理解を得ながら回復期病床等の必要性や在宅医療の在り方の協議を進めているところでございます。このためにも、地域医療介護総合確保基金などを活用いたしまして、訪問診療に必要な、携帯用超音波など、医療機器の整備への支援、また、地域で必要となる病床機能への転換をはかる病院や在宅療養を充実する病院に対するハード・ソフト両面の支援に加えまして、今年度、新たに訪問介護士の医療及び介護のレセプト請求等、事務負担の軽減を行い訪問介護サービスの提供量を増加させることなど取り組んでいるところでございます。

今後とも、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、市町村、医師会、病院団体などのご理解を得ながら地域包括ケアの実現に努めてまいりたいと考えております。

【健康福祉部長・答弁】 地域医療構想調整会議についてでございますが、二次医療圏ごとに地元医師会を始め、病院、介護福祉施設、医療保険者、市町村等を構成員として、癌や脳卒中、転倒による骨折などの罹患状況や、圏内での受診状況など、現状や課題を共有し、それぞれの地域の中で果たす病院の役割、在宅療養の進め方、介護施設の連携などについて検討をしていくこととしております。このため、各圏域の状況により、一律に行うのではなく、市町村単位や、あるいは看護部長による在宅療養支援課題などのワーキングなどを設け、きめ細かに協議することとしております。

また、府民との意見交換についてでございますが、これまでからも「出前語らい」を通じて実施しているところであり、今後ともご要望に応じて開催してまいりたいと考えております。

都道府県別の診療報酬についてでございますが、診療報酬の特例として、平成20年に創設されたものでございまして、例えば、京都府南部から奈良県に行かれたり、あるいは大津市内から京都市内に来られるなど、府圏域を超えた受診が一般化する中で、医療費や患者負担が府県ごとに異なることは地域住民や医療の現場に混乱をもたらすこと、また、医療費適正に向けた実効性には疑問があることなど懸念すべき点が多くあると思っております。診療報酬特例の活用については、国において都道府県の意見を踏まえ、中央社会保障医療協議会での諮問、答申を経て検討されることから、国に対し丁寧な、また、慎重な対応を求めていくこととしております。

次に、保健所における体制についてでございますが、少子高齢化が進行する中、切れ目のない少子化対策や、地域包括ケアの推進をはかるため、医療、介護、福祉に関わる様々なデータの分析による地域課題に応じて、市町村支援や広域のかつ効果的なサービスを行う体制の確立が求められているところです。こうした課題に対応するため、本年6月1日に実施した執行体制の見直しにより、全ての保健所の保健室に地域支援事業等に取り組む市町村を支援するため、新たに地域包括支援担当を設置いたしますとともに、母子保健に関する市町村支援を明示するため、健康支援担当を健康母子保健担当に改めたところでございます。保健師の人材確保につきましては、昨年度来、4度に渡り採用試験を実施し、体制の確保に努めてまいりました。しかしながら、合格者の辞退等により欠員が生じ、そうした現状では育児休業の代替職員に正規職員を配置することができなかったものであり、引き続き欠員の解消にむけて人材確保の取り組みを進めているところです。

【光永・再質問】 再質問させていただきます。まず、調整会議で調整がつかなかった場合の知事の権限の活用については、ご答弁がなかったように思いますので、お答えいただきたいと思っております。

それと、地域医療を考える上でベッド数は本当に大事なことなので、減らす強制はしないことを明確に述べていただきたいのですけれども、少なくともですね、調整会議で意見交換会、あるいは調整会議が終わったあとで意見交換会など、住民との関係でやるべきではないのか、やらない理由はなぜかをお知らせいただきますとともに、出前語らいでやっていきますということだったので、それだったら今まで計画策定過程でこの出前語らいが何回、何人参加されたかを具体的にお聞かせください。

もう一点は、もともとですね、診療報酬の都道府県単位化については、先の答弁は丁寧に慎重に行っ

ていくという話がありましたけれども、危険性はあると仰られたものの、「丁寧で慎重な対応を政府に求める」では困るわけです。京都府だけではなくて、お隣の奈良県がそのことを検討を始めている、ということになれば、こういう制度そのものがどうなのか、というのを言わなければならない時期に、私は来ているのではないかと思うんですね。実際、京都の場合は、2009年5月から始めた京都府あんしん医療研究会、ここで前知事の提案に基づき論議をしてきたけれども、2009年11月の第6回検討会で、「診療報酬の加減算による経済的なインセンティブを導入」とあった記述が削除されましたよね。つまり、知事は提案をしようとしたけれども、京都府の会議の中ではそれは現実性がないということで削除をされて、議会の場で理事者からこういう説明がありました。「委員から研究会として提案するだけの実現可能性や有効性を問う意見があり削除した」と説明があったと思うんですね。その意味では、この考え自身は変わらないんでしょうか。そのことについてお答えをいただくとともに、それが分からないのであれば丁寧に慎重にというふうに政府に求めるのではなくて、政府は導入すべきではない、あるいは制度そのものはあるので、撤回すべきではないか、そのことを求めるべきと思うんですがいかがですか、お答えください。

【知事・再答弁】 権限について再質問をいただきました。先にもお答えしました通り、地域の現状や課題を、関係者と十分に確認しあつたうえで、それぞれの病院設置者の理解を得ながら、必要なサービスの確保、推進に努めてまいりたいということでございます。いずれにいたしても、関係者の理解を得ながら推進してまいりたいというふうに考えております。

【健康福祉部長・再答弁】 府民との意見交換に係ります、出前語らいの回数でございますけれども、28年、29年の2年間で10回、約780の方が参加されているところでございます。今後もご要望に応じて出前語らい等を活用してまいりたいと考えているところでございます。

次に、都道府県別の診療報酬の設定の関係でございまして、制度創設時から、私ども京都府、また全国知事会を通じてでも、この慎重な対応について国に対して強く求めているところでございます。引き続き慎重な対応について求めて行きたいと考えているところでございます。

【光永議員・指摘要望】 是非ですね、西脇知事には、患者さんとか職員さん、こうした皆さんの声に耳を傾け、医療費削減方針を京都で具体化させないように、またそのインシアチブを取らないようにしっかりと舵取りをしていただきたいと思っております。また保健師さんについては7月1日時点で欠員がまだ5人と伺っていますので、産休育休代替を正規で行うことも含め、その確保と計画的採用を本格的に取り組まれるよう強く求めて、次の質問に移ります。

京都府で戸別所得補償に準ずる独自施策を今こそつくるべき

【光永議員】 次に種子条例の制定など、農業問題についてです。

昨年度の国会において、コメの生産調整について国の生産目標数量配分の廃止、戸別所得補償、農作物の直接支払制度の廃止、種子法の廃止、農業競争力強化法、日欧EPA、TPP11の推進など、安倍政権において、農業者、農村地域よりも経済界や規制改革推進会議の意向に沿った農政の改悪が、この間進められました。

特に、農家の収入を下支えしてきた戸別所得補償制度の復活を求める声は多く、国会には「農業者戸別所得補償法案」が提案されています。

国は「もうかる農業」というものの、コメ価が安すぎて将来の見通しが立たず、また、農機具や設備の負担も大きく、更新代が出せないという声も出されています。これでは営農意欲も失われ、後継者も中々生まれにくくなっているのではないのでしょうか。

実際、府内の基幹的農業従事者数は、2005年の約24000人から2015年に約17000人と30%近く減少し、また、65歳以上の基幹的農業従事者は全体の70%以上で高齢化に歯止めがかかっていません。更に

府域は中山間地域が多く、農家1戸当たり耕地面積は全国平均207.5アールに比べて京都は100.3アールであり特に小規模農家が多くあります。

そこで伺います。京都府における農業の実情を知事はどのように認識しておられるでしょうか。また、アグリビジネス化を押し進める安倍農政についても、どのような認識を持っておられるのか、お答え下さい。

農家や営農法人を守るということは、それをなりわいにする人たちの生活を守るということに留まらず、防災や景観、地域コミュニティをはじめ多面的機能があります。これらを評価し、小規模農家や集落営農を維持する支援を本気で行わなければ、地域そのものの存続ができない事態が広がってしまいます。

先日私は、議員団で保津の集落営農法人に話しを伺いましたが、「法人売上が約2100万に対して費用が約2800万円もかかっており、この差を補助金で埋めることでかろうじて決算が黒字になっていた」、しかし「コストダウンをやるが、限界がある。戸別所得補償がなくなったら赤字になるだろう」、こういう厳しい状況が語られました。また丹後の営農法人では役員給与は、理事長が月3000円ほど、その他の役員もほぼボランティアでやられているとお聞きしています。農家の皆さんは「集落営農が地域を守る最後の砦だ」として様々なご努力をされていますが、多くは厳しい状況におかれている上に、戸別所得補償が無くなったため、運営そのものに大打撃となっています。

そこで伺います。京都府で戸別所得補償に準ずる独自施策を今こそつくるべきです。また、新規就農者の独立当初の設備投資に対する融資制度の拡充や農機具購入助成制度の創設が必要ではありませんか。お答えください。

予算措置を伴う種子条例の制定を

【光永議員】次に主要農作物種子法、いわゆる種子法の廃止に関わっていくつかお伺いします。

種子法は第二次世界大戦後、1952年に、国民の命に関わる食糧の安定供給のために、国の責任でコメ、大豆、麦などの種子確保を行うために作られ、国が予算措置をし、各都道府県が地域の条件に適した種子の研究開発と普及を行ってきました。

ところが、この重要な種子法について、2016年10月の規制改革推進会議等の合同会議で廃止について初めて議題に挙がった後、2017年2月に閣議決定、国会審議もたった12時間という異常な短さで、2017年4月には廃止案が可決されました。

我が党は「都道府県と関係者が積み上げてきた高い安全性と公共性を持つ種子の生産、普及体制が崩壊する危険があること」、「品種の圃場の審査等に対して予算的な裏付けがなく、現状が継続される保証がないこと」、「現在でも民間企業による育成品種が奨励品種となるなど、民間に不利とは言えない上、むしろ開発に掛かるコストが増えて、種子価格が上がる危険がある」と指摘し種子法廃止に反対をしました。

種子法が廃止されたもとの、3県が条例制定し、京都府も含め44都道府県が要綱・要領等で種子生産体制を継続する方針を出す事態となりました。国会には、全国60以上の地方議会から万全の対策を求める意見書が提出されており、また、我が党も含めた野党6党共同で種子法復活法案も国会に提案されています。

また「農業競争力強化支援法」に「都道府県が持つ種苗に関するノウハウを民間事業者に提供する」という条項があり、日本の知見が「モンサント」のような海外バイオメジャーに流出していく危険も指摘されています。5月15日の日本農業新聞によれば、農林水産省は農家が購入した種苗から栽培をし、そこから得た種苗を栽培に使う自家増殖を原則禁止へと、方針を転換することで検討に入ったことが報じられました。これは新品種開発を行った種苗会社が独占的に種苗を利用する、育成権を強化するものです。政府が現在進めている民間企業が参入しやすい環境づくりの先に、海外バイオメジャーが日本の知見を特許化し、農家は特許料を払って種子を購入しなければならない、国民の食糧主権が脅かされていく事態が起こりえます。

本府では、一つの品種を6年かけて開発するなど、職員さんらによる粘り強い努力が積み重ねられ、

また現在、温暖化に対応した暑さに強いコメの新種開発を行い、2021年に市場投入計画もあるとお聞きしています。

今年度は種子関連業務に関する地方財政措置が継続されることとなったとはいえ、予算確保の根拠になっていた種子法が廃止されたため、今後、中長期的に地方財政措置が継続されるかどうかは不透明であります。

そこでお伺いします。本府において、中長期的にどのような種子生産体制を維持していこうと考えているのか、府の予算措置も含めてご所見をお聞かせ下さい。

新潟県、埼玉県、兵庫県では、全会一致で県内の主要農作物の品質確保や安定的な生産を目的とした「種子条例」が、成立しました。埼玉県条例では「県は、主要農作物の優良な種子の生産及び普及に係る施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう求めるものとする」として、財政上の措置をとることが明記されています。現在、本府は要領のみであり、しかも財政上の措置は明記されていません。今後、本府の種子生産、普及への関与が弱まっていけば、種子の価格高騰や、種子の多様性が失われ食の安全性が脅かされることにも繋がりがかねません。集落営農や小規模農家が京都の農業を守ってきた歴史からしても、民間の何倍も高い種子の購入を強いられれば、経営がより苦しいものになることは明らかではないでしょうか。

また、種子の多様性があることは、気候変動やウイルス被害などのときに壊滅的な被害を防ぐことに役立ち、食糧保障にも繋がります。コメだけでも現在、地域の実情にあった300品種が作られていると言われています。府の公的関与が弱まり民間企業に任せれば、多様な品種維持は不効率とされ、利益をもたらさない種子は維持されなくなる可能性があります。

そこで伺います。京都府でも、財政上の措置を明記した条例を作るべきであると思いますが、いかがでしょうか。さらに、府が必ず生産に関与すると要領等で明記する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

【農林水産部長・答弁】 農業問題についてであります。中山間地域の多い本府の農業は、小規模で生産性が低く、コスト面で不利な状況におかれておりますが、農村地域の景観形成や防災など多面的機能を果たしているところであります。これらを担う小規模農家を支えることが重要なことから、中山間地域への補助要件緩和などきめ細やかな制度を国に対して強く要望しております。

一方、国では農業を魅力ある成長産業と位置づけ、農地の大規模集約による生産コストの削減や6次産業化、輸出促進等により、もうかる農業を重点的に推進することが示され、京都府では国の制度も活用し、農業経営の多角化や6次産業化などの取り組みを積極的に支援しており、こうした施策は若者が夢を持って就農する意欲を喚起するうえで大切な取り組みと認識しております。

コメ政策の見直しをふまえた農家の所得確保にむけては、府の所得補償ではなく、府独自施策として、第1に共同機械導入などによるコメ生産の低コスト化、第2にニーズに応じた京都産コメの市場評価向上と販路拡大、第3に京野菜などの高収入作物への転換、拡大が重要との考えから、これらを柱とした京のコメ農家維持緊急対策事業費を予算化いただいたところであります。また、酒米への転換などに応じて、個々の農家に直接交付される産地交付金制度が地域の取り組みに活用しやすいことから、国に対し、その充実を強く要望しております。

さらに、小規模な農家を集落ぐるみで守るためには、農村コミュニティの強化が必要なことから、組織作りによる農道、水路など生産基盤の維持や、店舗など生活基盤の共同運営、さらにはなりわい作りのための農家レストランなどを推し進め、京都の多様な農業を将来に渡って守って参ります。

新規就農者につきましては、独立直後の負担を軽減し、安定した農業経営が開始できるよう、これまでから農業機械のリース費用の支援、機械設備の補助制度、無利子無担保で借りられる青年等就農資金などの融資制度によりまして、しっかりと支援してきたところです。さらに、京の農業応援対により、技術、経営両面から伴走支援も実施しておりまして、新規就農者の定着率は9割を超える成果をあげています。

主要生産物種子法の廃止は、より広く、民間事業者との連携を促し、種子の開発、供給を活性化する

狙いがありますが、民間事業者が直ちに種子生産に参入する状況にはないことから、農家が困らないよう、府が育成してきた酒米や現在育成中の新種などの種子を安定供給していくことが不可欠と考えております。このため、まずは条例ではなく、種子生産に係る要領を新たに制定、府が行う原種生産に必要な予算を計上いたしますとともに、普及指導員による検査体制も維持しながら、府が主体となって、良質かつ安定的な種子を生産しておりまして、こうした取り組みを検証しながらしっかりと施策の充実を進めてまいります。

【光永議員・指摘要望】 農家と農村・集落の存続は、先程来、本議会でも他の議員から指摘がありましたように、まさに待ったなしの厳しい事態に陥っていると考えています。国の戸別所得補償制度が廃止をされたことによって、これはどういうことかという、本来、営農するために支援をする所得補償制度が政治の責任によって制度を廃止したことで現場を追い詰める、こんなことがあっては絶対にならないと私は考えます。昨年ですね、本府に戸別所得補償として支払われた総額が約8億円という話がありました。これに加え、京都府もいわれてましたけど、EPAとかTPP11とか、それらの影響がコメだけではありませんが全体で18億円あります。そうなりますと、圧倒的な負担が現場にのし掛かる、これは全部政治の責任でおこるということになっていくわけで、だからこそ速やかに所得補償に見合う支援策等が、私はどうしても必要だと。とりわけ、大規模化だとかもうかる農業とか政府がいいですけども、実際はそうはなっていない、あるいはそうできる条件のない不利地が一杯あるわけだから、だから京都府として本格的な所得補償に見合う支援制度を求めておきたいと思えます。

種子法については、例えばコメの「みつひかり」という品種は、国内化学メーカーの販売価格が試験場等の種子に比べ10倍と言われております。これらを独占的に販売することになっていけば、これまで京都府をはじめ自治体が開発してきた多様な種子の保存と利活用将来に重大な影響がでる可能性がありますので、そうならないよう、今から腹をすえた取り組みが必要なんです。だから条例が必要だと、財源措置が必要だと、そのことを厳しく求めて質問を終わりたいと思えます。ご清聴ありがとうございました。

「待機児童ゼロ」実現へ認可保育所の増設を

【成宮議員】 日本共産党の成宮まり子です。通告に従い、知事並びに関係理事者にうかがいます。まず、保育についてです。

保育の制度を大きく改変した子ども・子育て支援新制度が始まって4年目を迎えます。安倍政権は「待機児童ゼロ」の目標達成年度は先送りする一方、保護者が願う認可保育所の増設ではなく、保育のさまざまな基準を規制緩和して民間委託や企業参入を進め、公的責任の放棄と「安上がり」化を進めています。これは、子育て世代の願いに逆行し、なにより「保育の質」を掘り崩し、子どもたちの安全や命さえ危険にさらすものです。

そもそも保育とは、親が働くために子どもを預けるというだけでなく、子どもたち誰もが健やかに幸せに成長・発達する権利、子どもの最善の利益を保障するという、憲法や児童福祉法、国連子どもの権利条約にもとづく営みであり、「子どもたちにより良い保育を」と願う関係者の長年の運動により培われてきたものです。ところが政府は、社会保障全体の改悪と一体に、保育も「企業のもうけの場」へと変質させようというのです。そこで、新制度の下で保育現場はどうなっているのか、この間の調査をふまえ数点に絞って伺います。

1つめに、待機児童問題です。「保育園落ちた」「落ちたの私だ」という告発運動が広がって2年。いまだ事態は深刻であり、京都市では今年4月1日時点の待機児童はゼロとされたものの、希望した認可保育所などに入れない「隠れ待機児童」は402人だと。長岡京市では6月時点で待機児童が77人にもぼつていると伺います。

保護者からは「いったん保育園に入所できても、兄弟が同じ園に入れないかも知れない」「認可保育所に入らず小規模保育にまわされ、3歳になる時どうしたらいいか不安」「こんなつらい思いをするなら、2人目3人目をどうしようかと思ってしまう」という声まで寄せられます。毎年毎年、「保育園落ちた」「職場復帰できない」と悲鳴があがり、悔し涙が流され、子育てに大きな不安が影を落とすなんて異常です。

待機児童問題解決のためには、認可保育所を国と行政の責任で増やすことが必要です。そこで、府内の待機児童数は今年4月1日時点でどうなっていますか。「潜在的」「隠れ」とされる部分も含めて実態を把握すべきです。さらに、政府が進める来年10月の「保育無償化」では、認可保育所と認可外が「線引き」され、これ自身が大問題ですが、認可保育所への入所希望が大きく増えることが予想されます。本府として、認可保育所の増設計画を市町村まかせにするのではなく、積極的に市町村を支援し、「待機児童ゼロ」の目標達成への展望を具体的に示すべきではないでしょうか。

保育士不足の解消へ処遇改善を

2つめは、保育士確保と処遇改善です。保育士不足は待機児童対策にも影を落とし、北部のある保育園では「保育士が集まらず、定員割れでもこれ以上子どもを預かれない」と、西京区のある保育園では「非常勤保育士が出産退職し、一時保育を閉めざるをえない」と。久御山町の認定こども園では「4月に開園したが保育教諭が足りず、やむなく0・1歳児は嘱託と臨時職員だけのクラス担任になっている。募集チラシを自治会の回覧板で回しているが集まらない」との実態です。

保育士が足りない原因は、労働条件が過酷すぎることです。ある若い保育士さんは「子どもの命を預かる責任の重い仕事なのに、給料は低すぎる。大学の奨学金を月2万円返済しているけど、転職しないとやっていけない」と言っておられます。

厚生労働省の賃金構造基本統計調査でも、保育士の平均月給は全産業平均を約9万円も下回り、常勤保育士の賃金はこの15年間に大幅に下がって、40代後半で137万円マイナス、50代前半で216万円、

20代後半でも30万円も下がっています。処遇改善策により、ここ数年は少しは改善しているものの、この間の大幅なマイナス分にはとても届きません。

長時間労働も深刻です。東京都調査によると、保育士の退職理由は「給料が安い」とともに「仕事量が多い」「労働時間が長い」「休暇が少ない」などが多くなっています。

ですから処遇改善というなら、抜本的な給与底上げと長時間労働の改善が必要です。ところが、国の「キャリアアップ制度」は、副主任や専門リーダーなどを新設して研修受講を要件に月5千円から4万円を加算するというもので、現場からは「保育は共同が大切な仕事なのに、一部の職員だけ対象に格差をつけていいのか」と疑問の声が寄せられています。

そこで伺います。保育士の処遇改善は、格差をつくるのではなく全体の底上げが必要ではないでしょうか。東京都では、保育士給与補助を平均で月約4万4千円、宿舍借りあげ補助を月8万2千円行っています。家賃補助は、府内でも舞鶴市が月5万の独自補助を実施。また千葉県野田市では、公契約条例に市保育士の最低賃金を定め、年々引き上げておられます。

本府としてもこの際、保育士の労働条件など実態調査を行い、それをふまえて処遇改善目標を持ち、給与引き上げや家賃補助など実施すべきではないでしょうか。保育士が公的な仕事・専門職であることに基づき、公契約条例・賃金条項を設け、最低賃金を定めるべきと考えますが、いかがですか。

また、奨学金返済を抱える若い保育士も多くなっています。補正予算案の修学資金貸付は対象がごく限られています。給付制奨学金や奨学金返済免除制度などを創設し、保育・福祉職場の若者が働き続けられるよう支援すべきではないでしょうか。

さらに、処遇改善のためには、実態とかけ離れて低くなっている保育士配置基準を引き上げるべきです。国基準では、1歳児は「子ども6対保育士1」ですが、新潟県や栃木県では「3対1」、埼玉県、長野県は「4対1」になるよう県と市町村が独自加配をしています。本府でも、労働条件改善や「保育の質」確保のため、国に対し、配置基準引き上げを求めるとともに、独自に基準を手厚くするなど必要ではないでしょうか。

「保育の質」と子どもの安全、命を守れ

3つめに、国による保育の規制緩和の問題です。

公立保育所への国と都道府県の補助負担が廃止されるなどした結果、公立保育所の民営化や統廃合がいつそう進み、また新制度により、認定こども園への移行、企業主導型保育事業などが急増しています。

認定こども園は、市町村の保育実施義務の枠から外した直接契約制度であること、配置基準の緩和、保育所型で長時間過ごす園児と幼稚園型の短時間園児と一緒に生活する問題、そもそも「子ども主体」ではなく行財政効率化から発想された制度であるなど、さまざまな問題をはらんでいます。

さらに、2016年度から導入された企業主導型保育事業がいきなり増えています。

京都市内のある民間病院では、今年2月から院内保育所の運営主体が突然変更され、保育士全員が入れ替わった結果、「子どもが行きたくないと泣いて、預けられない」などの混乱が起きました。病院職員の労働組合にはわずか2日前に、保育労働者には前日に告知され、開設後も「給食が外注で、アレルギー対応があいまい」など保護者から不安の声が寄せられています。ここで導入されたのが企業主導型保育事業だったことが、後で明らかになりました。

企業主導型保育事業とは、企業が運営主体となり、認可外けれども認可保育所並みの補助を受け、資格をもった保育士は半分でよいとされるなど認可保育所より低い基準で、国により推進されています。今年3月末で、全国2597施設、定員59,703人。府内には38施設。昨年度の立入調査では、対象事業所の7割で基準違反が見つかり、ただでさえ低い基準も守られていませんでした。ところが政府は、今年からさらに税制優遇措置などを広げ、「保育の受け皿」として地域枠を自治体の計画に位置付けるなど、これまでの認可保育所を基本にした待機児童対策を大きく変えようとしています。

そこで伺います。「保育の質」、子どもの安全や命を守るためには、企業主導型保育事業を拡大すべきでないと考えますが、いかがですか。

同時に、すでに開設された事業所には、緊急に自治体が認可基準や監査など関与するしくみをつくる

べきです。知事には認可外事業所への立入・監査権限がありますが、企業主導型保育事業について、保育士配置や面積基準、保育料など、認可保育所並みの基準を求めるべきではないでしょうか。国に要望するとともに、府として、子どもたちを守るためには急いで検討・具体化すべきではないでしょうか。

【西脇知事・答弁】 成宮議員のご質問にお答えします。待機児童対策についてであります、「子育て環境日本一」の実現に向け、保育環境を充実することは必要かつ喫緊の課題であり、待機児童の解消は非常に重要でございます。

京都府においてはこれまでのとりくみに加えまして、平成27年度からの子ども子育て新制度における計画を策定し、市町村と連携してこの3年間で計画において必要とする1743人を上回る116ヶ所3955人の定員増をはかってきたところでございます。しかしながら女性の社会進出の増加や南部市町村での宅地開発やマンション建設にともなう若年世帯、子育て世代の転入等により保育ニーズが予想以上に高まる中、本年4月1日時点における速報値で待機児童は75人となっております。また希望した施設に入れなかったなどの理由によるいわゆる「潜在的」「隠れ」待機児童は747人と見込まれております。このため今年度待機児童対策をさらに強力に推進するため国が進める「子育て安心プラン」をふまえ、保護者のニーズの高い9市2町において今後5年間の保育ニーズを勘案し、必要な利用児童見込みを見直し、計画的に保育所等の整備をすることとしております。京都府としてもこうした市町村と連携し、計画的な保育所等の整備、それにかかる保育人材確保に積極的にかかるとともに、今議会で予算をお願いしております保育所等における小規模な設備に対する補助制度も活用する中で、今年度は22ヶ所、874人の定員増をはかり、待機児童ゼロにむけてとりくみを進めることとしております。今後短時間から地域雇用まで多彩な就労形態の女性の増加に伴い、多様な保育ニーズがさらに高まることから、保育所の整備を進めるのはもとより、0～2歳を中心とした小規模保育、幼稚園の預かり保育等の活用の推進をはかり、保護者の個別ニーズにきめ細かく対応したとりくみを積極的に推進してまいりたいと考えております。その他の質問に関しましては関係理事者から答弁させていただきます。

【健康福祉部長・答弁】 保育士確保のための処遇改善策でございますが、保育士確保には給与改善はもとより、職務と経験が適正に評価され、処遇につながるものが重要であり、国が責任をもって公定価格に反映させるものと認識しております。

これまで国に対し給与水準の改善をはかるために公定価格見直し等を要望してまいりました。その結果保育士の賃金は、平成25年度以降段階的に改善ははかられ、30年度には月額約3万5千円引き上げられているところであります。29年度には保育士の経験年数や研修による技能の習得により、さらに月額最大で4万円の処遇改善をはかることができるキャリアアップ制度を創設されたところであります。また京都府においては保育士という専門職として、よりきめ細かく職階に応じた役割や責任、求められる業務や能力等々と処遇を連動させた京都式キャリアパスを、保育団体、養成校等と共同して構築し、29年度からスタートいたしました。保育事業は市町村が実施主体であり、保育士の賃金については京都府が公契約条例により定める性質のものではないと考えております。

また保育士の勤務状況については毎年実施いたします監査において、勤務等労働実態を確認しており、適正に実施されるよう指導しているところであります。なお家賃補助につきましては国の補助制度が27年度から創設されているところであります。

保育士就学資金貸付制度につきましては府内の保育所等に5年間勤務すれば、返済を免除されるなど実質的に給付型の制度となっております。さらに4年制大学への就学状況を勘案し、貸付期間を4年とする府独自の制度創設するための予算を本議会にお願いしているところでございます。

次に企業主導型保育事業についてでございます。企業主導型保育事業は事業所内保育事業の一つであり、企業が負担している子ども子育て拠出金を活用した国の助成事業として実施されており、29年度末には府内23施設409人の定員が設置され運営されている状況です。本事業の特徴としてその企業が持つ多様な就労形態に対応した保育サービスの提供が可能であり、従業員確保が有効、複数企業が共同設置・共同利用が可能、認可外保育所として地域の子どもの受け入れも可能であり、待機児童解消の観点から

も有効などから今後増加が見込まれるところです。認可外保育施設は認可基準に満たない施設として位置づけられ、子どもの育つ環境と安心安全を第一と考え、子どもの発達に応じた保育がなされているかとの観点から設置基準、配置基準が国において定められております。

また都道府県の役割として監査の努力義務と届出の受理が位置づけられております。このため保育環境は安心安全か、保育の配置状況や従事者の確保は基準通りか、など国が定めます認可外施設、指導監督施設および指導監督基準にもとづき、届出が必要な認可外保育施設すべてに毎年監査を実施しているところです。今後とも認可、認可外にかかわらず指導監督の徹底をはかり、適正な保育内容、保育環境を確保してまいりたいと考えております。

【成宮・再質問】 お答えをいただきましたが、2点再質問させていただきたいと思います。

1つは待機児童対策です。知事のご答弁で、府内の待機児童数4月1日で75人、そして潜在的とされる方たちで747人と大変大きな数字となっており、解決が待ったなしだと改めて明らかになったと思います。ですから具体的にその対策をどう急いで進めるのかということが求められていると思います。それで知事のお答えの中で府としても整備補助だとか人材確保についてもやっていくんだというお話がありました。問題はこれをどう具体的に進めていくのかと、府自身もどう具体的に進めるのかということだと思います。

ほかの都道府県で言いますと、待機児童の多い0・1・2歳児が年度途中も含め入所しやすくなるように保育士を加配するなどの対策を、長野、山形、岐阜、千葉、富山、埼玉、静岡、新潟、愛知、島根、茨城、福井などが県として行っているんです。市町村と力を合わせて。また、岐阜県では市町村の公立保育所に対し、国と県補助がなくされましたけれども、幼児を中心に定員を増やすための施設整備補助を県独自に実施していて、市町村からも非常に要望が多いとお聞きしております。

そこであらためて本府でも、「待機児童は喫緊の課題」とおっしゃいましたけれども、いつまでに待機児童ゼロやっていくのかそのことを明確にさせていただきたいのと、そこに向かって、市町村や国まかせでなく、保育所整備や保育士人件費などの支援に具体的に府としてとりくんでいくのかということについて再度お答えいただけたらと思います。

2つめが企業主導型保育事業についてです。部長のご答弁で、待機児童対策についても有効な制度だというお話がありましたが、その認識が重大だと思います。昨年の立入調査での基準違反の中身ですけれども、「保育者の数が足りていない」「突然死の多いうつぶせ寝のまま」「給食のアレルギーマニュアルなし」など、子どもの安全に直結するものが発覚しています。しかも、立入調査の実施は児童育成協会ですが、一部パソナに委託され、全国2400か所の事業所への助成審査は39人、指導監督は9人という不十分な体制になっています。

そもそも保育施設での子どもの死亡事故の多くの部分が認可外事業所で起こっている。そういうもとで国は無認可の企業主導型保育事業を「鳴り物入り」で一気に拡大しようとする流れになっています。

部長のお答えで指導監督の基準にもとづいて入っているというお話がありましたけれども、その基準そのものがやっぱり認可保育所よりも低かったり、保育士の資格がない人が半分あってもよいという話ですから、これは大問題だと思います。このまま拡大して、子どもたちの安全や命が守られるという風に言えると考えておられるのか。そのことをお答えさせていただきたいと思います。

【知事・再答弁】 待機児童の解消について再質問いただきました。

待機児童の解消が非常に重要な課題であるという認識は先ほど答弁した通りでございます。

私共としては市町村任せにするのではなく、市町村と連携することによりまして、先ほども答弁いたしましたけれども、今議会で予算をお願いしております保育所等におきます小規模な施設に対する補助制度も活用する中で、今年度は22ヶ所874人の定員増をはかるということで、具体的に待機児童ゼロに向けて、とりくみをすすめたいという風に考えているわけでございます。

国が進めております「子育て安心プラン」もでございます。これをふまえながら保護者のニーズの高い9市2町と、今後5年間保育ニーズを勘案して計画的に保育所の整備をすることと考えておられますので、

そうした市町村を支援しながら待機児童解消に向け全力で取り組んでみたいと思います。

【健康福祉部長・再答弁】 企業主導型保育事業をはじめとする認可外保育施設でございますけれども、先ほども答弁させていただきましたように、認可基準に満たないと位置づけられているということでございます。あわせて私どもといたしまして、保育環境そのものが安心安全なのか、そういう観点に立ち毎年、認可外保育施設指導監督指針および指導監督基準にもとづき監査を実施しているところでございます。議員からご紹介がございました、企業型施設の7割からのご指摘でございますけれども、それ以降の私どもの監査のところで入らしていただいた時点では、企業型保育所についてはすべて基準としては満たされていたというところでございます。

【成宮議員・指摘要望】 補正予算で出ている整備費補助等は修繕などですので22ヶ所874人とお答えありましたが、直接定員増に結び付く補正予算ではないという風に認識しておりますけれども、その点は委員会を含めて質していきたいと思っております。待機児童ゼロの期日を明確にして、認可保育所の増設を市町村へ具体的に支援すべきという点では、他府県のことも紹介しましたが、定員増や加配などを含めての支援が必要だと考えます。

企業主導型保育事業ですけれども、そもそも株式会社による保育事業所というのは、社会福祉法人と比べて人件費比率がかなり低いとの結果が東京都調査でも出ております。規制緩和・企業参入は、保育士の処遇をいっそう切り下げ、子どもの安全も保育の質も守られないと思います。最初に紹介したように有資格者が半分でよいというような基準そのものが、大問題として問われていると思いますので、企業主導型保育事業は拡大すべきでないという指摘して、次の質問へ移ります。

学校歯科健診を保育園から小中高校生までの実施を

【成宮議員】 次に、子どもの歯と口の健康について伺います。

「子どもの貧困」の1つの現れとして、「子どもの虫歯の格差」に各方面から警鐘が鳴らされています。全国保険医団体連合会による全国学校歯科治療調査中間報告では、学校歯科検診で、虫歯の子が減る一方、「要受診」とされたのに受診していない子どもが半数を超え、小中学校全体で約26万人。大阪府歯科保険医協会の調査では、虫歯が10本以上「口腔崩壊」状態の子が少なくとも464人いるとされます。

京都では、この5月に結成された「保険で良い歯科医療を京都連絡会」の代表世話人、京都府歯科保険医協会の秋山理事長が、「学校歯科検診で、その効果が及ぶのは経済的にゆとりのある家庭」だと指摘し、1人親や、歯の状態に関心が向かない家庭、歯磨きの習慣がない子どもの虫歯は、背景にある経済的・社会的困難から来ていると述べておられます。

また、全日本民医連歯科部が発表した『歯科酷書第3弾』では、子どもへの「貧困の連鎖」が明らかにされています。ある1人親家庭の女子高生は、3人の弟や妹の世話や家事をこなし、経済的にも時間的にも厳しく、受診時には28本の歯のうち17本が虫歯で歯の形が崩壊した箇所も多かった。思春期で、虫歯をマスクで隠して学校に行っていたといいます。別の3人の子どもがいる自営業のお家は、国保料が払えず短期保険証になり、親子みんなが虫歯になってしまい、それでも短期証が切れると受診も中断する状況が続いているそうです。

地元の西京区でも、歯科医師会の方にお話を伺いました。「学校検診で口の中を診ると、その子の家庭背景が見える。『要受診』と指摘しても、次の年もその次も虫歯がひどくなる子が学年に何人かいる」「子ども時代に虫歯を治せないままだと、生涯に関わってくる。20代で歯周病など増え、放置して30代・40代で歯を失う人が増えている」とのことです。

府の調査でも、虫歯未処置が最も多いのは20歳代で、歯肉炎症など異常がある若者が前回調査より約6%増えていますが、若い世代も、低賃金で不安定な働き方などにより、歯医者に行けなくなっています。

最低賃金時給 1500 円以上を求めるエキタスが、「時給 1500 円になったら、何をしたいか」という投稿を集めたところ、「まず、歯医者に行く」「保険証つくって歯医者に行きたい」「とりあえずまあ歯医者だな」「歯列矯正ができる」「子どもにもう少し肉や魚を食べさせ、歯医者に行く」など、医療、とりわけ歯科に関わる声が多かったそうです。私も以前、「派遣切り」に遭って仕事や住まいを無くした人たちの支援ボランティアをしていたなかで、若者が「前歯がないから、仕事の面接にも受からない」と悔しがるとに何人も出会いました。虫歯・口腔崩壊の背景には、子どもや若者が生活や仕事の厳しさ、貧困と格差に苦しんでいる姿があり、だからこそ、受診を「自己責任」とするだけでは問題は解決しません。本府には、とりわけ「子どもの貧困対策」としての役割発揮が求められます。

そこでまず、学校歯科検診を、保育園・幼稚園から小中高校で全生徒が受けられるようにするとともに、「要受診」の指摘があるのに受診できないでいる子どもをゼロにする目標をもち、市町村や関係団体とも連携し、とりくみをすすめるべきと考えますが、いかがでしょうか。

そして、歯科についても、お金の心配なく受診できるよう、子どもの医療費を通院も中学校卒業まで無料化が必要で、いかがですか。

【健康福祉部長・答弁】子どもの歯と口の健康についてでございますが、歯科口腔保健は健やかな子どもの成長、発達を促す観点から重要な役割を果たしていると認識しているところです。これまでから市町村では1歳6ヶ月児、3歳児健康診査を、学校では小学校、中学校、高等学校の検診を実施しております。また、学校においては、健診後21日以内に保護者へ虫歯の有無や治療の必要性を通知致しますとともに、学校歯科医から指示があった重度の虫歯や数本の虫歯を有する子どもに対しては個別に受診指導を行っているところです。また、平成7年度からは、市町村と連携致しまして保育所、幼稚園、学校などでフッ化物塗布先行実施しており、口腔内の衛生格差は縮小され1人当たりの平均虫歯は着実に減少しているところです。

さらにネグレクトなど非虐待児に虫歯が放置されているケースが多くみられることから市町村教育委員会、歯科医師会等々と情報共有を図り、健診の機会などを通じ虐待の早期発見や連絡体制を21年度から構築しているところです。

子どもの医療費助成でございますが、所得制限を設けず市町村とともにつくってまいりました全国トップクラスの制度であります。京都府の役割は制度の基礎となる部分をつくることであり、その上で市町村が地域の状況に応じて独自の措置を講じられており、京都市では虫歯治療に対する助成に取り組まれているところでございます。こうした状況のもと、「子育て環境日本一」を目指して拡充にむけた検討を行うこととしており、すでに、市町村はじめ医療や福祉の関係団体等々、準備を進めているところです。今後とも虫歯や歯肉炎ゼロをめざし、子どもの健全な歯と口腔の育成に向け取り組んでまいります。

【成宮議員・再質問】歯科医科検診で「要受診」となったのに未受診の子の対策なんですけれども、歯科医師からも様々な意見が寄せられています。その中でも多いのが「子どもの医療費窓口無料化」という声なんです。制度が遅れている京都市の話、小学生には児童う歯対策事業があるという答弁ですけれども、現場がどうなっているかと言いますと、西京区のある歯科医師さんからは「無料制度が切れる小学6年生の3月、特に春休みには、駆け込み受診の子どもたちが急増するという事態になっている」ということなんです。トッパークラスとおっしゃいますけれどもね、実態こうなっているんですから、「来年に制度を拡充する」とおっしゃいましたが、すみやかに中学校卒業までの無料化を府として決断するべきだということを重ねて申し上げたいと思います。この再質問にお答え頂きまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

【健康福祉部長・再答弁】歯科医療をはじめとする子どもの医療費助成制度についてでございますが、先ほどもご答弁させて頂きましたように、今年度制度の拡充にむけた検討をおこなうこととしており、すでに市町村をはじめ医療や福祉の関係団体との準備を進めているところでございます。

【他会派の一般質問項目】

6月28日

■中村正孝（自民・亀岡市）

1. 財政の現状と今後について
2. 府民協働型インフラ保全事業費について
3. 亀岡・京都Wルートについて

■荒巻隆三（自民・東山区）

1. 医療・福祉の充実について
2. 京都文化カプロジェクトの活性等について
3. 京都経済センター（仮称）の機能整備について

■岡本和徳（府民・右京区）

1. 行財政改革に関する取組について
2. 周産期医療情報システムについて
3. 産業廃棄物の最終処分について

6月29日

■池田正義（自民・舞鶴市）

1. 京都舞鶴港の振興について
2. 京都北部地域の現状認識と課題について
3. 歴史・文化・スポーツによる地域活性化について

■諸岡美津（公明・右京区）

1. 府市協調・連携及び京都市内の府施設について
2. 女性の活躍推進について
3. 骨髄移植後の小児ワクチン接種助成について

■巽 昭（自民・京丹後市）

1. 山陰近畿自動車道の早期整備について
2. 北部地域の産業振興と子育て環境について
3. 外国人旅行者の医療について

7月2日

■中島武文（自民・宮津市及び与謝郡）

1. 観光地域づくりの今後の展望について
2. サイクリング施策を通じた地域活力の創造について
3. 丹後郷土資料館のリニューアルについて
4. 阿蘇海の環境保全について

■小原 舞（府民・舞鶴市）

1. 日本海側国土軸の形成と京都舞鶴港振興について
2. つくり育てる漁業の推進と観光との連携について
3. ダブルケアの取組について

■小巻實司（自民・下京区）

1. 府有遊休地の利活用について
2. 鴨川の中州、寄州対策及び景観対策について